

学校法人栗原学園の財務
事業活動収支計算書
 令和2年4月1日から
 令和3年3月31日まで

区分	科目	予 算	決 算	差 異	
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	185,530,000	185,502,250	27,750
		手数料	3,460,000	3,444,900	15,100
		寄付金	2,400,000	2,399,430	570
		経常費等補助金	50,440,000	50,394,529	45,471
		付随事業収入	82,870,000	82,818,352	51,648
		雑収入	10,360,000	10,298,876	61,124
		教育活動収入計	335,060,000	334,858,337	201,663
	支事業の活動	人件費	208,110,000	208,063,840	46,160
		教育研究経費	164,120,000	163,629,439	490,561
		管理経費	14,990,000	14,700,502	289,498
		徴収不能額等	74,000	74,000	0
		教育活動支出計	387,294,000	386,467,781	826,219
	教育活動収支差額		△ 52,234,000	△ 51,609,444	△ 624,556
	教育活動外収支	収事業の活動	受取利息・配当金	4,620,000	4,604,041
その他の教育活動外収入			3,700,000	3,700,000	0
教育活動外収入計			8,320,000	8,304,041	15,959
支事業の活動		借入金等利息	180,000	172,883	7,117
		その他の教育活動外支出	0	0	0
		教育活動外支出計	180,000	172,883	7,117
教育活動外収支差額		8,140,000	8,131,158	8,842	
経常収支差額		△ 44,094,000	△ 43,478,286	△ 615,714	
特別収支	収事業の活動	資産売却差額	1,760,000	1,750,011	9,989
		その他の特別収入	29,736,000	29,709,000	27,000
		特別収入計	31,496,000	31,459,011	36,989
	支事業の活動	資産 処分 差額	31,550,000	31,543,834	6,166
		その他の特別支出	207,000	207,000	0
		特別支出計	31,757,000	31,750,834	6,166
	特別収支差額		△ 261,000	△ 291,823	30,823
〔予 備 費〕		0	/	0	
基本金組入前当年度収支差額		△ 44,355,000	△ 43,770,109	△ 584,891	
基本金組入額合計		△ 215,654,363	△ 163,278,000	△ 52,376,363	
当年度収支差額		△ 260,009,363	△ 207,048,109	△ 52,961,254	
前年度繰越収支差額		△ 177,986,982	△ 177,986,982	0	
基本金取崩額		0	0	0	
翌年度繰越収支差額		△ 437,996,345	△ 385,035,091	△ 52,961,254	

学校法人栗原学園の財務
貸借対照表
令和3年3月31日現在

科目	本年度末	前年度末	増減
資産の部			
固定資産	2,008,007,309	2,117,538,120	△ 109,530,811
有形固定資産	1,483,290,975	1,248,651,245	234,639,730
特定資産	260,512,981	437,885,980	△ 177,372,999
その他の固定資産	264,203,353	431,000,895	△ 166,797,542
流動資産	338,824,824	192,353,611	146,471,213
資産の部合計	2,346,832,133	2,309,891,731	36,940,402
負債の部			
固定負債	52,450,000	0	52,450,000
流動負債	165,732,213	137,471,702	28,260,511
負債の部合計	218,182,213	137,471,702	80,710,511
純資産の部			
基本金	2,513,685,011	2,350,407,011	163,278,000
第1号基本金	2,316,399,537	2,153,485,659	162,913,878
第3号基本金	197,285,474	196,921,352	364,122
繰越収支差額	△ 385,035,091	△ 177,986,982	△ 207,048,109
翌年度繰越収支差額	△ 385,035,091	△ 177,986,982	△ 207,048,109
純資産の部合計	2,128,649,920	2,172,420,029	△ 43,770,109
負債及び純資産の部合計	2,346,832,133	2,309,891,731	36,940,402

学校法人栗原学園 財産目録

令和3年3月31日 現在

1. 基本財産		1,484,077,749
2. 運用財産		862,754,384
	計	2,346,832,133
3. 負債総額		218,182,213
4. 資産総額(正味財産)		2,128,649,920

資産明細

科 目	金 額
(1) 基本財産	
校地	305,017,769
校舎	1,096,912,639
構築物	21,990,910
機器備品	54,752,727
図書	4,616,929
車輛	1
電話加入権	570,774
ソフトウェア	216,000
計	1,484,077,749
(2) 運用財産	
現金預金	256,889,395
未収入金	21,167,699
前払金	494,730
有価証券	124,958,556
収益事業元入金	396,382
減価償却引当特定資産	183,618,247
施設拡充引当特定資産	5,625,832
周年事業引当特定資産	4,391,765
備品等購入引当特定資産	880,019
出資金	6,005,000
預け金	60,273,000
保険積立金	768,285
奨学基金特定預金	65,997,118
奨学基金貸付金	131,288,356
計	862,754,384
資産合計	2,346,832,133

負債明細

科 目	金 額
長期借入金	52,450,000
短期借入金	19,060,000
未払金	7,708,743
前受金	90,316,900
預り金	47,887,970
仮受金	758,600
負債合計	218,182,213


本書は、令和3年3月31日現在の学校法人栗原学園の財産目録に相違ありません。
令和3年5月31日

学校法人栗原学園
理事長 柏尾典秀

監査報告書

令和3年 5月24日

学校法人 栗原学園
評議員会 御中

監事 船橋 賢二 

監事 吉岡 隆雄 

私たちは、当学園の寄附行為第35条の規定により、学校法人栗原学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の学校法人の業務、財産の状況及び計算書等、すなわち事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）及び財産目録について監査を行い、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私たちは、理事会及び評議員会等重要な会議に出席したほか、理事等から業務の執行の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、設置されている学校において業務及び財産の状況を調査しました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財政状況を示していると認めます。
- (2) 学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はありません。


以上

監査報告書


令和3年 5月24日

学校法人 栗原学園
理事会 御中

監事

船橋 賢二 

監事

吉國 隆雄 

私たちは、当学園の寄附行為第35条の規定により、学校法人栗原学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の学校法人の業務、財産の状況及び計算書類等、すなわち事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）及び財産目録について監査を行い、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私たちは、理事会及び評議員会等重要な会議に出席したほか、理事等から業務の執行の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、設置されている学校において業務及び財産の状況を調査しました。

2. 監査の結果

- （1）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財政状況を示していると認めます。
- （2）学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上